



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 4 (2011年4月21日発行)

皆様こんにちは。

第4回目のタイ国法律改訂情報は「2010年 労働者保護法 第4版」をお送りいたします。

2010年12月27日に、労働者保護法の一部が改定され、“第8章 安全、衛生、環境に関する法律”の部分が削除されました。そして新たに「2011年 業務安全・衛生・環境法」として制定されています。今回は、6月27日に施行される改訂情報をいち早くお届けいたします。

2010年

労働者保護法

(พระราชบัญญัติคุ้มครองแรงงาน プララーチャバンヤット・クムクロンレンガーン)

(第4版)

プーミポン・アドゥンヤデート国王陛下が、
2010年(現王朝65年)12月27日に制定された。

プーミポン・アドゥンヤデート国王陛下は、労働者保護に関する法律改正の必要性から、国会の助言及び承認のもと、以下を告示された。

第1条 本法令は「2010年労働者保護法(第4版)」と呼ぶ。

第2条 本法令は、官報告示から180日後に施行する。

第3条 2008年労働者保護法「第8章業務上の安全、衛生及び環境(ความปลอดภัย อาชีวอนามัย และสภาพแวดล้อมในการทำงาน クワームプローツパイ・アーチワアナーマイ・レ・サパープウェーツローンナイカーンタムガーン)」の第100条から第107条までを廃止する。

第4条 2008年労働者保護法(第2版)により改定された1998年労働者保護法の第144条(1)を廃止し、以下を適用する。

「第144条 第10条、第22条、第24条、第25条、第26条、第37条、第38条、第39条、第39/1条、第40条、第42条、第43条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第61条、第62条、第63条、第64条、第67条、第70条、第71条、第72条、第76条、第90条(1)及び第95条、第118条(1)に違反したまたは従わなかった雇用者、並びに解雇事前通知に代わる特別補償金を支払わなかった、もしくは第120条、第121条または第122条に従い特別補償金を支払わなかった雇用者は、6ヶ月以下の禁固刑、10万バーツ以下の罰金またはその両方が課される。」

第5条 1998年労働者保護法の第146条を廃止し、以下を適用する。

「第146条 第15条、第27条、第28条、第29条、第30条(1)、第45条、第53条、第54条、第56条、第57条、第58条、第59条、第65条、第66条、第73条、第74条、第75条(1)、第77条、第99条、第108条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第117条に従わなかった雇用者、もしくは第120条、第121条(1)または第139条(2)または(3)に従い解雇事前通知を行わなかった雇用者は、2万バーツ以下の罰金が課される。」

第6条 1998年労働者保護法の第148条を廃止し、以下を適用する。

「第148条 第31条または第44条に違反した雇用者は、1年以下の禁固刑、20万バーツ以下の罰金またはその両方が課される。」

第7条 2008年労働者保護法により改定された1998年労働者保護法の第141条を廃止し、以下を適用する。

「第120条に基づく労働福祉委員会の命令または第124条に基づく労働調査員の命令に従わなかった者は、1年以下の禁固刑、20万バーツ以下の罰金またはその両方が課される。」

第8条 1998年労働者保護法の第154条及び第155条を廃止する。

拝受者

首相

アピシット・ウェーチャチワ

※以下、2011年業務安全・衛生・環境法(พระราชบัญญัติความปลอดภัย อาชีวอนามัย และสภาพแวดล้อมในการทำงาน พุทธศักราช ๒๕๕๔) (2011年1月12日制定)より抜粋

備考:現在、生産、建設、サービスには技術、器具、機械、設備、化学物質、危険化学物質が使用されているが、知識や理解が欠如していることから、業務安全・衛生・環境面で労働者に影響を及ぼし、業務による危険が生じ、負傷、身体障害、能力減退、死亡、業務を理由とする疾病が引き起こされている。またこれらは増加傾向にあり、更に重大さも増す傾向にある。1998年労働者保護法の規定の多くは一般労働者の保護であることから、範囲に制限があり、効率的な安全マネジメントのメカニズムや措置を定められなかった。よって国家の重要な力となる人材を守り、保護することを目的として、適切に業務安全・衛生・環境面の管理・監督・マネジメントの措置を定めるために、業務安全・衛生・環境法を別途定めるべきであり、本法令を制定する必要があった。

翻訳者:高野 香(TJ Prannarai 翻訳事業部)

タイ語の原文がございます。ご入用の方はお問い合わせください。
「タイ国 法律改訂情報」は、毎月第3木曜日にE-mailで発行いたします。

尚、「2011年 業務安全・衛生・環境法」の日本語翻訳文(全20ページ)を販売しております。
価格は5,000バーツです。お問い合わせは下記までどうぞ。

【発行元】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd.

TEL: 0-2712-3199

E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

前田 千文

日系企業様から厚い信頼を集める翻訳サービス

EmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。
さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ